

令和 6 年 6 月 28 日

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様

盛岡市長 内 舘 茂

令和 5 年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（通知）

このことについて、令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）に係る届出を行っている場合は、下記に御留意のうえ、実績報告書を提出されるようお願いします。

記載方法については、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 5 年 3 月 10 日付障障発 0310 第 2 号厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課長通知）及び、実績報告書様式のデータ内の注意書きを参照してください。

記

1 対象事業所

令和 5 年度において処遇改善加算等を算定している事業所が対象です。また、当該加算を算定していた事業所がサービスを休止又は廃止した場合も、実績報告書の提出が必要です。

2 提出期限

令和 6 年 7 月 31 日（水）厳守

3 提出書類

電子データまたは紙面でご提出ください。 ※紙面の場合、副本は提出不要です。

様式①②を併せて提出願います。また、特定加算における職員分の変更特例を適用する場合は上記に併せて③も提出してください。

- ① 別紙様式 3-1 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（令和 5 年度）
- ② 別紙様式 3-2 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書 福祉・介護職員ベースアップ等支援加算実績報告書（施設・事業所別個表）
- ③ 別紙様式 3-3 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（特定加算における職員分の変更特例）

※本通知と併せて上記の様式を送付しています。昨年度以前の様式は使用しないでください。

また、様式は次のとおり盛岡市のホームページにも掲載しています。（者・児で共通様式）

《障害福祉サービス事業》 広報ID：1019192

盛岡市のトップページ > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 健康・福祉に関する申請書
> 障がい者福祉(事業者向け) > 障害福祉サービス等 > 福祉・介護職員処遇改善加算関係
<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/shogaijigyosha/1019192.html>

《障害児通所支援事業》 広報ID：1026302

盛岡市のトップページ > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 健康・福祉に関する申請書
> 障がい者福祉(事業者向け) > 障がい児通所支援事業 > 福祉・介護職員処遇改善加算関係
<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/shogaijigyosha/1026302.html>

4 その他

- (1) 実績報告書及び関係書類は5年間保存してください。(国通知では保存期間が2年間と
なっていますが、過誤申立期間を考慮し5年間保存してください。)
 - (2) 実績報告書の内容確認のため、賃金台帳等の根拠資料の提出を求める場合があります。
また、実地指導においても根拠資料を確認することとします。
 - (3) 法人が複数事業所を一括して計画した場合は、同じ内容の実績報告を各指定権者あて提
出願います。
 - (4) 処遇改善加算等の算定要件として、賃金改善所要額が加算による収入額を上回ることで
なっています。賃金改善額が加算による収入額を下回る場合は、算定要件を満たしていな
いことになり、全額返還の対象となります。処遇改善加算等による収入は全額賃金改善に
充ててください。
 - (5) 実績報告書の提出をしない場合又は虚偽の実績報告がされた場合についても不正請求
とみなされ、全額返還の対象となります。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症への対応として支給した慰労金は賃金に該当しないので、実
績報告書において賃金にも含める必要はありません。
- (福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ & A (令和3年3月29日) 問18参照)

5 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係
メールアドレス：shogai@city.morioka.iwate.jp

【担当】

盛岡市保健福祉部障がい福祉課
事業所係【障害者担当】 舘澤・佐藤・嵯峨
【障害児担当】 内藤・齊藤
電話 019-613-8296 (直通)